

産前産後期間の国民年金保険料の免除

国民年金加入の人は、産前産後期間の国民年金保険料が免除となります。

■免除期間

出産予定日または出産月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

■産前産後期間の取扱い

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

■対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人

■届出期間

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

■添付書類

○出産前に届出をする場合

母子健康手帳など

○出産後に届出をする場合

出産日は市で確認できるため原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

問 国保年金課 ☎(93) 4085

結婚50周年（金婚）をお祝いします

結婚50周年（金婚）を迎えるご夫婦に記念品を贈呈します。

■対象

昭和48年3月31日以前に婚姻届を提出したご夫婦

※これまでに贈呈を受けたご夫婦は対象になりません。

■申込み

8月1日（月）～9月16日（金）までに社会福祉協議会へ提出。

用紙は、日吉台出張所にもあります。

問・申込先

社会福祉協議会 ☎(92) 2451

国民健康保険の所得申告

所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税の納税義務者は、世帯に属する加入者の所得などの申告をしなければなりません。市では申告が済んでいない人などに「国民健康保険税申告書」を発送しています。

申告がないと軽減措置などが受けられなくなりますので、申請書を受け取ったら必ず提出しましょう。

問 国保年金課 ☎(93) 4083

固定資産の所有者が亡くなったときの手続き



固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者（納税義務者）が亡くなったときは、その財産は相続人全員の共有財産となり、固定資産税の納税義務が継承されます。このため、相続人による次の書類の提出が必要です。詳しくは問い合わせください。

○相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書

（土地と家屋の登記物件・償却資産）

○未登記家屋所有者変更届出書

（法務局で登記していない家屋）

問 課税課 ☎(93) 0444

個人事業税の納期限内納付

個人事業税の第1期分の納期限は、8月31日（水）です。金融機関、コンビニエンスストア以外にも、インターネットを利用したクレジットカード納付、スマートフォンの決済アプリを利用した電子マネー（PayPayなど）による納付もできます。また、便利な口座振替もご利用できますので、必ず納期限内に納めましょう。

問 佐倉県税事務所

☎043(483)1114

ご存知ですか？ 中退共の退職金制度

「中退共」は国がサポートする中小企業のための退職金制度です。パートタイマーさんも加入できます。他の退職金・企業年金制度などとのポータビリティも可能です。

○国の制度だから安心・確実！

掛け金の一部を国が助成します。

○掛金は全額非課税！

手数料もかかりません。

○社外積立で管理が簡単！

退職金試算額などもお知らせします。

問 (独) 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

☎03(6907)1234

借金の返済でお悩みの人へ



解決のための助言を行い、必要に応じて法律専門家を紹介します。相談無料。秘密は厳守します。

■受付日時

月曜日～金曜日（祝日は除く）

8:30～12:00

13:00～16:30

問 財務省千葉県財務事務局

多重債務相談窓口

☎043(251)7830

納期限内納付にご協力ください

8/31 (水)

■市民税・県民税 第2期

■国民健康保険税 第2期

■後期高齢者医療保険料 第2期

■介護保険料 第2期